

一般社団法人千葉県社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ千葉」運営規程

規程第 21 号

平成 25 年 7 月 20 日制定

最新改正平成 28 年 3 月 5 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、「本会」という）組織規程（規程第 3 号）および同委員会の設置及び運営に関する規程（規程第 4 号）に基づき設置される、社会福祉士の援助を必要とする人々の生活と権利を擁護するための権利擁護に関する事業を実施する「権利擁護センターぱあとなあ千葉」（以下、「ぱあとなあ千葉」という）の運営に関し必要な事項を定める。

(会員)

第 2 条 ぱあとなあ千葉の会員は、ぱあとなあ千葉が定める登録員および準登録員をもって構成し、第 6 条に定める運営委員をもって一般社団法人千葉県社会福祉士会委員会の設置及び運営に関する規程第 12 条に規定する委員とする。

2 「登録員」とは、本会正会員であって、成年後見人養成研修（委託集合研修、通信研修、都道府県社会福祉士会研修）を修了し、一般社団法人千葉県社会福祉士会ぱあとなあ千葉名簿登録規程（規程第 22 号）（以下、「名簿登録規程」という）に定める手続きを経て、「成年後見人等候補者名簿（以下、「ぱあとなあ名簿」という）に登録した者をいう。

3 「準登録員」とは、「登録員」以外の本会正会員であって、前項の成年後見人養成研修を修了し「ぱあとなあ名簿」に登録していない者、養成研修を受講中の者、今後養成研修を受講し「ぱあとなあ名簿」に登録する意思を有する者、および「ぱあとなあ千葉」の事業目的に賛同し「ぱあとなあ千葉」の活動に積極的に参加する熱意を有する者で、ぱあとなあ千葉所定の申込書を本会に提出した者をいう。

(事業内容)

第 3 条 「ぱあとなあ千葉」は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 権利擁護に関する相談事業
- (2) 権利擁護に関する調査、研究および普及活動に関する事業
- (3) 成年後見人等候補者の養成に関する事業
- (4) 成年後見人等候補者の名簿登録に関する事業
- (5) 成年後見人等および成年後見監督人等の候補者の紹介に関する事業
- (6) 法人後見、法人後見監督に関する事業
- (7) (1) から (6) の各事業に関連する、登録員の支援および指導に関する事業
- (8) その他関連する事業

(苦情対応)

第4条 本事業における苦情対応窓口は、本会の苦情対応窓口とする。

2 苦情申し立ての手続きおよび対応は、本会の苦情対応関連規程に基づいて実施する。

(賠償保険)

第5条 本会は、第3条に定める事業実施のため、社会福祉士賠償責任保険（Bプラン、法人プラン）に加入する。

2 第3条第1項第6号の事業を実施するときは、同（Bプラン・法人プラン）および同（Cプラン・成年後見業務）に加入するものとする。

(運営委員会)

第6条 ぱあとなあ千葉は、第3条に定める事業を推進するため、運営委員会を設置する。

2 運営委員会は18名以内の登録員をもって組織し、委員は次に掲げる者の中から理事会の承認を得て本会会長が委嘱する。

(1) 本会「ぱあとなあ千葉」担当理事

(2) 「登録員」であって権利擁護および成年後見制度に関して相当の識見と熱意があると認められる者

(運営委員長)

第7条 運営委員長は、運営委員に委嘱された本会「ぱあとなあ千葉」担当理事の職にある者の中から、理事会において選任する。

2 運営委員長は、運営委員会を代表し、「ぱあとなあ千葉」の運営を統括する。

3 運営委員長は、事業および運営について本会理事会に報告する。

(副委員長)

第8条 運営委員会に2名以内の副委員長を置くことができる。

2 副委員長は、委員の互選によって選任するものとする。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(任期)

第9条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、連続して4期を超えて委嘱されることはできないものとする。

2 任期途中で就任した委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

(会計)

第10条 運営委員会に2名以上の会計担当者を置くものとする。

2 会計担当者は「ぱあとなあ千葉」の会計に関する事務を遂行する。

(会議)

第11条 運営委員会は、必要に応じて運営委員長が招集する。

- 2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催できない。
- 3 運営委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を運営委員会に出席させて意見を求めることができる。
- 4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。なお、可否同数の場合は、運営委員長の決するところによる。
- 5 議事録は、運営委員会の開催毎に作成し、本会事務局に常備し閲覧に供する。閲覧の場所、方法等については、一般社団法人千葉県社会福祉士会情報公開規程（規程第13号）第4条、第5条（第2項を除く）の規定に準ずる。

（部会の設置）

第12条 運営委員会は、部会を設置することができる。

- (1) 研修部会
- (2) コーディネート部会
- (3) 業務管理部会
- (4) リスクマネジメント部会
- (5) その他事業の推進に必要な部会

- 2 各部会は、運営委員長が指名した運営委員および委員長、副委員長のいずれか1名以上により構成する。
- 3 部長は、運営委員の中から運営委員長が指名し、部会の業務を統括する。
- 4 部会に付託された事項は、部会の検討結果を運営委員会に報告し、その承認を得なければならない。

（会費）

第13条 「登録員」の会費は、名簿登録規程に定めるところによる。

- 2 「準登録員」の会費は、年1,000円とする。
- 3 前項の会費を2年以上継続して滞納した者は、準登録員としての資格を失うものとする。

（委任）

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

（改廃）

第15条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、制定の日から施行し平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、改正の日から施行し平成27年4月1日から適用する。